

様式 2

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工 事 名 業 務 名	6 災 3 3 6 0 号中央排水区外 下水道災害復旧工事（2 工区）
開 札 予 定 日	令和 7 年 9 月 2 日（火）
提 出 年 月 日	令和 7 年 8 月 1 8 日（月）
質 問 事 項	回 答
I. 仮設工（管きょ内洗浄工）カメラ調査について 1. 現場実態に即した 1 スパン単位での積算への変更は可能ですか 2. 見積もり徴収による単価設定への変更は検討できますか II. 仮設電気について 1. 住宅地における発電機使用の騒音対策は十分に検討されていますか 2. 電柱からの仮設電力引込みへの変更は可能ですか 3. 点在する施工箇所ごとの仮設電力設備費用を見積もりベースで計上することは可能ですか 4. 各施工箇所の必要電力量の調査は実施されていますか	1. 2. 設計上、管きょ内洗浄工については延長単価が標準歩掛となっており、今回の能登半島地震に伴う下水道災害復旧工事と同じ条件となっています。なお、スパン単位の変更、見積徴収等は考えておりません。 カメラ調査について、全路線の施工完了後、供用状態での一括調査を実施願います。排水量が多く実施困難な場合は協議願います。 1. 2. 3. 設計上、工事用電源については、発動発電機を標準としています。 低騒音型発動発電機を使用することにより、騒音は抑制できると考えていますが、苦情等がある場合は協議願います。 工事用電源を確保できない場合等は協議願います。 4. 設計時に実施しておりますが、事前調査費を計上しておりますので、現場状況の確認をお願いします。

Ⅲ. 家屋調査費について

1. 既存の地震被害と工事による影響を
区別するための詳細な事前調査方法
はどのように計画されていますか
2. 液状化等による空洞化が確認された
場合の追加調査範囲はどのように
決定されますか
3. 工事中・工事後に変状が進行した場
合の責任範囲の判断基準をご教示
ください
4. 地震被害と工事影響の切り分けが困
難な場合の対応方針はありますか
5. 施工業者の責任範囲を明確にするた
めの協議体制はどのように構築さ
れますか

1. 地盤変動調査設計基準に準じ計画しています。
2. 3 空洞化等が確認された場合、調査範囲は協議により決定します。変状が進行した場合、早期の協議を願います。
4. 事前調査の結果を基に、現場状況の確認を行い、対応方針を定める必要が生じた場合、双方による協議となります。
5. 現場代理人と監督員を主体とした協議体制を考えております。